

放課後児童健全育成事業の停止命令等ID: 110

担当部署: 子ども若者部 児童青少年課

処分の概要	利用承認の取消し等		
例 規 名 根 拠 条 項	西東京市立児童館条例 第8条		
例 規 番 号	平成13年条例第114号		
【根拠条文】 (利用の承認の取消等) 第8条 市長は、児童の健全な育成に支障があると認めたときは、館の利用又は学童クラブの入会の承認を取り消し、又はその他の措置をとることができる。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設 定 年 月 日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	平成 29 年 10 月 1 日